

争議行為の予告について

自交総連東京地方連合会東京福祉バス従業員組合執行委員長金澤一茂から争議行為を行う旨の通知が令和5年11月6日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和5年11月8日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労務管理システムの試験導入の中止を求める件

二 日時

令和5年11月17日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東京福祉バス株式会社における東京福祉バス従業員組合が従事する全職場（本社 荒川区南千住五丁目21番1号、足立営業所 足立区入谷四丁目17番16号、練馬営業所 練馬区南大泉五丁目18番15号、江東営業所 江東区新砂三丁目9番12号、世田谷営業所 世田谷区成城三丁目18番5号）。また、全営業所が所在する各自治体周辺（足立区役所 足立区中央本町一丁目17番1号、練馬区役所 練馬区豊玉北六丁目12番1号、江東区役所 江東区東陽四丁目11番28号、世田谷区役所 世田谷区世田谷四丁目21番27号）。

四 種類

前項記載の全職場において、連続的あるいは断続的にあらゆる形での争議行為を単独または共同で実施する。（以上原文のまま掲載）